

梅の花企業行動憲章

梅の花企業行動憲章は、企業倫理意識の高揚を図るために遵守すべき行動指針として定めなければならない。当社は企業理念である「人に感謝、物に感謝」の精神と「食による文化の創造」の実現のため、国の内外を問わず、全ての法律、国際ルール及びその精神を遵守し、公正な競争を通じて利潤を追求する経済主体であるだけでなく、広く社会から有用な存在として信頼される企業となることを目指し公共の福祉に反しないよう社会良識をもって行動する。

1. お客様の健康と幸せに貢献できる安全で美味しい料理の開発と親切に心温まるサービスを提供する。
2. 関連法規を遵守し、公正、透明自由な競争を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を維持する。
3. 社会に開かれた企業として、株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを図り、企業経営全般にわたる情報を適時適切に公正に開示する。
4. 環境問題への取組みが企業存続の必須の要件であることを認識し、地球環境の保全に積極的に取り組む。
5. 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、これらの脅威には屈しない。
6. 従業員のゆとりと豊かさを実現し、安全で働きやすい職場を作るとともに、社員の人格と個性を尊重して創意と活力に満ちた組織を目指す。
7. 社会の一員として、積極的に社会貢献活動を行う。
8. 海外においても、現地の文化及び慣習を尊重し、現地の発展に貢献する経営を行う。
9. 経営者は、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、梅の花グループ全体に周知徹底する。社内外の声を常時把握し、意思疎通を深め、実効ある社内体制整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。
10. 本憲章の精神に反するような事態が発生したときは、自らの責任において問題解決にあたり、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報開示を行うとともに、責任を明確にした上、厳正な処分を行う。

※ 梅の花グループ各社においても、この憲章の精神を踏まえ、行動する。

平成 21 年 7 月 6 日制定

平成 28 年 2 月 4 日改定